

報道発表資料

平成 28 年 5 月 19 日
独立行政法人国民生活センター

平成 28 年度 消費生活相談員資格試験(消費生活専門相談員資格認定試験) の実施について

平成 26 年 6 月、消費者安全法が改正され、地方公共団体における消費生活相談体制を強化するために、消費生活センター等に消費生活相談員を置くこととし、消費生活相談員は、「消費生活相談員資格試験」に合格した者、又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用されることになりました。

同法は、平成 28 年 4 月 1 日に施行され、当センターは登録試験機関として、平成 28 年度から「消費生活相談員資格試験」(「国家資格」取得のための試験)を実施することとしました。この試験では、相談現場に消費生活相談員として第一歩を踏み出す際に必要な基本的知識力とその活用能力を確認することを目的に実施します。

なお、この試験は、平成 3 年度から当センターが実施してきた「消費生活専門相談員資格認定試験」も兼ねています。合格者には、「消費生活専門相談員資格」を当センターの理事長が認定します。

当センターは、28 年度試験は下記のとおり実施します。詳細は受験要項(5 月下旬配布予定)をご確認ください。

記

1. **受験資格** 年齢、性別、学歴等を問わずどなたでも受験できます。

2. **本試験の合格者が取得できる資格**

①「消費生活相談員資格」(国家資格 更新制なし)

試験の合格者には、登録試験機関の長である当センター理事長名で合格証を発行

②「消費生活専門相談員資格」(5 年ごとの更新制)

当センター理事長名で資格認定証を発行

3. **申込受付期間**

平成 28 年 6 月 27 日(月)～7 月 29 日(金) 消印有効

4. **試験日・受験地**

第 1 次試験 平成 28 年 10 月 15 日(土) 全国 20 カ所

北海道(札幌市)、岩手県(盛岡市)、宮城県(仙台市)、秋田県(秋田市)、
埼玉県(さいたま市)、東京都(23 区内)、石川県(金沢市)、長野県(長野市)、
静岡県(静岡市)、愛知県(名古屋市)、大阪府(大阪市)、兵庫県(神戸市)、
和歌山県(和歌山市)、島根県(松江市)、広島県(広島市)、高知県(高知市)、
福岡県(福岡市)、熊本県(熊本市)、宮崎県(宮崎市)、沖縄県(那覇市)

第2次試験 平成28年12月3日（土）東京・札幌

10日（土）大阪、11日（日）名古屋・福岡

5. 出題形式および出題範囲

- (1) 出題形式*** 第1次試験（選択式及び正誤式筆記試験、論文試験）
第2次試験（面接試験）

* 第1次試験における出題形式の具体例は3頁と4頁を参照してください。昨年度まで実施してきた「消費生活専門相談員資格試験」の出題形式と変更がありますので、ご注意ください。

- (2) 出題範囲**
- ①商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
 - ②消費者行政に関する法令に関する科目
 - ③消費生活相談の実務に関する科目
 - ④消費生活一般に関する科目
 - ⑤消費者のための経済知識に関する科目

* 第1次試験問題における出題の根拠となる法令等は、当該年度の5月1日時点で施行されているものです。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の内容について、その概要に関して問う問題が出題されることがあります。

6. 受験手数料

13,500円（消費税を含む）

【「平成28年熊本地震」で被害に遭った方への特例措置】

本地震により、「住家」に被害を受けた方は、受験手数料免除申請書及び市町村が発行する罹災証明書（写しでも可）を添えて提出することで、受験手数料（13,500円）全額を免除いたします。詳細は、資格制度室までお問い合わせください。

7. 消費生活専門相談員資格について

平成3年度より実施してきた「消費生活専門相談員資格認定制度」は引き続き実施して参ります。本試験の合格者には、「消費生活専門相談員」の称号を当センター理事長が付与いたします。この資格は、資格保有者のレベルを一定に保つため、5年ごとの更新制を取っています。5年後に更新するかは任意です。

8. 受験要項の請求について

①ホームページからダウンロード

国民生活センターホームページ「消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度」コーナー（<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>）からダウンロードできます。

（5月下旬掲載予定）

②郵送での請求

郵便番号、住所、氏名を書いた返信用封筒（A4が折らずに入る大きさの封筒に140円切手貼付）を同封のうえ、独立行政法人国民生活センター資格制度室宛に請求ください。

<問い合わせ先>

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22

独立行政法人国民生活センター教育研修部資格制度室

TEL：03-3443-7855

5 肢 2 択問題（新設）

(例) 以下の設問に、㉠～㉤の文章の中から、正しい（誤っている）文章を 2 つ選んで、その記号を解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。

- ① ㉠ ○○。
- ㉠ ○○。
- ㉡ ○○。
- ㉢ ○○。
- ㉣ ○○。

※上記例の場合、1 問、1 点（選択した 2 つが共に正解して 1 点）

②論文試験

テーマ 2 つのうち、1 つを選択し、指定語句（5 つ程度）をすべて使用して、1,000 字～1,200 字で記述する形式。